

特定個人情報保護委員会議事運営細目

平成 26 年 1 月 日  
特定個人情報保護委員会決定

特定個人情報保護委員会議事運営規程（平成 26 年 1 月 7 日特定個人情報保護委員会決定）第 10 条の規定に基づき、特定個人情報保護委員会議事運営細目を定める。

（議事概要の作成及び公表）

第 1 条 委員会が、議事概要を作成する際には、事務局において案を作成し、委員会の了承を得るものとする。了承を得られた場合には、速やかに特定個人情報保護委員会のホームページに掲載するものとする。

附 則

この細目は、平成 26 年 1 月 日から適用する。